

令和4年3月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施に伴う関係通知について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から都道府県に発出された通知3件に関し、日本医師会より情報提供がありましたので、お知らせいたします。標記キャッチアップ接種に関するものであり、概要は下記の通りです。具体的な対応等は、地元自治体にご確認をお願いいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について

○キャッチアップ接種の対象者は、平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子とすること。また、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代のうち、平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子は令和5年度及び令和6年度のみ対象となり、平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子は、令和6年度のみ対象となること。

○キャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とすること。

○キャッチアップ接種の対象者の中には、以前接種を受けた方が含まれる可能性があり、医療機関においては、予診時に過去の接種歴を確認すること。

○平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎたため、任意接種を自費で受けた方に対して、市区町村の判断で、同任意接種の費用の助成（償還払い）が行われること。その場合、償還払いを受けようとする者が申請に当たり接種記録を確認できる書類を有していなかった場合、同任意接種実施医療機関に対し、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（様式第2号（第4条関係））」の発行を求められることがあること。

○キャッチアップ接種の対象者のうち、過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者（接種中断者）については、以下のとおりとすること。

- ・1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、対象者となること。
- ・接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。

・残りの回数の接種を行う場合、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔とすること。（詳細は、「定期接種実施要領」の第2の7を参照）

・過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類を使用すること。ただし、過去に接種したワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、過去の接種と異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性等についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレット（令和4年3月末までに提供される予定）やホームページ（HPV ワクチンに関するQ&A 等）、都道府県や協力医療機関等からの情報を参考にすること。

○キャッチアップ接種開始を踏まえた、予診票の変更がなされたが、キャッチアップ対象者を除く定期接種対象者に対しては、従来の予診票であっても差し支えないこと。

（「定期接種実施要領」様式第三参照）

●「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

●「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

* 日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2021ken2_627.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です
（半角入力）

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）